

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 香川県

農業委員会名： 高松市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年7月20日

任期満了年月日 令和8年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	55	55	29

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	7,089
農業経営体数	3,700

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	4,014
女性	1,494
40代以下	195

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	330
基本構想水準到達者	86
認定新規就農者	46
農業参入法人	68
集落営農経営	40
特定農業団体	0
集落営農組織	40

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,540	843	0	0	0	5,390

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	5,390	ha	1,700.7	ha	31.6	%
課題	農業従事者の減少や高齢化が進む中、既存の担い手不足と新たな担い手育成が課題となっている。また、基盤整備率が低く面積が小さい農地が多いことから、作業効率を高めるため担い手間での農地トレード等を推進し、農地の集約化を促進する必要がある。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	12	年度	集積率	67.0	%
今年度の新規集積面積	322	ha	農地面積(C)	5,390	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,996	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	37.0	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	△ 56.0	ha	農地面積(F)	5,380	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,644.7	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	30.6	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	82.6	%			

農業委員会の点検結果	令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、同7年4月から農地の貸借は県農地機構を介した貸借に統合され、また、地域計画の位置付けも条件となった。そのため、年2回発行の農業委員会だよりにて、利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知した。また、7月と12月に農業相談会を行い申出受付を設け、申出漏れの無いように努めた。併せて、農業委員・推進委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努めた。しかしながら、地域の担い手が体調等により集積面積が減ったこと、また、地域計画の位置付けも条件となったことにより、達成率は約8割に留まった。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	
		うち黄区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	230.0	152.0	78.0
	ha	ha	ha
農業従事者の高齢化や担い手不足により、遊休農地は増加傾向にある。農地利用状況調査により遊休農地を把握するとともに、遊休農地の所有者に対し意向調査を行い、農地中間管理事業の活用を促す必要がある。また農地機構に対しても借受基準の緩和を求める必要がある。			

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	100.0	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	20.0	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	15.0	ha
--------------------------	------	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	香川県農地機構やその他関係機関と連携し、解消に向けての工程表を作製する。
-------------------------	--------------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	104.0	ha
---------------------------	-------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	4.4	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	22.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	香川県農地機構へ情報提供を行う予定だが、工程表の策定には至っていない。
-------------------------	-------------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	27.7	ha
---------------------------	------	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和7年8月～9月		令和7年10月～11月	
1号遊休農地の面積	214.3	ha	うち緑区分の遊休農地	134.4 ha
			うち黄区分の遊休農地	79.9 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和8年1月		令和8年2～3月	

農業委員会の点検結果	8月から9月にかけて、農業委員、推進委員が、水田協議会、JA等の協力を得て、タブレット端末を用い、GPS機能を活かした現地調査を行い、精度の向上を図った。また、遊休農地所有者に対する意向調査や、農業委員、推進委員による継続的な指導を行い、農地管理の必要性を促進した。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	4年度新規参入者		5年度新規参入者		6年度新規参入者	
	10	経営体	10	経営体	8	経営体
	6.6	ha	12.0	ha	1.4	ha
課題	市農林水産課、東讃農業改良普及センター、香川県農協が共同で実施する就農相談会等において、農業委員会は香川県農地機構と連携し、農地の確保等、農地に関するサポートを積極的に行っていく必要がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	3年度		4年度		5年度		平均	
	264	ha	261	ha	283	ha	269	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)					26.9		ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.0		ha			
公表URL	(その他の公表方法)						
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0		%			
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数		11		経営体	
		取得農地面積		4.0		ha	

農業委員会の点検結果	新規参入数の実績は直近3年間の平均値と同程度であったが、その権利取得農地面積は増加した。しかしながら、未知の新規参入者に対して、事前に所有者に貸付意向の同意を得ることは現時点では難しく、個別の相談の中で香川県農地機構等と連携しながら農地の貸付を実施している。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	24	人
			農地利用最適化推進委員の人数	55	人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月	農地の集積	7月後半に地区ごとの農業相談会を開催し、農地の貸借に係る相談等情報を共有する。それに先立ち貸付者・借受者からの相談に積極的に対応する。
8～9月	遊休農地の解消	市農林水産課・地区水田部会・JA・農業共済等と協力し、農地法第30条第1項の利用状況調査を実施する。
12月	農地の集積	12月後半に地区ごとの農業相談会を開催し、農地の貸借に係る相談等情報を共有する。それに先立ち貸付者・借受者からの相談に積極的に対応する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
7月	農地の集積	7月中旬から下旬に地区ごとの農業相談会を開催し、香川県農地機構と農地の貸借に係る相談等情報を共有した。それに先立ち、貸付者・借受者からの相談に積極的に対応した。
8～9月	遊休農地の発生防止・解消	地区水田部会・JA・農業共済等の協力を得て、農地法第30条第1項の利用状況調査を実施した。
12月	農地の集積	12月中旬から下旬に地区ごとの農業相談会を開催し、香川県農地機構と農地の貸借に係る相談等情報を共有した。それに先立ち、貸付者・借受者からの相談に積極的に対応した。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	4 回
---------------	-----

開催時期	およそ四半期ごと	相談会名	就農相談会
参加者数	5	開催場所	JA営農センター
相談会の内容	就農相談会は、毎月一回、市農林水産課・JA・普及センターが合同で開催し、相談者から技術・資金・農地について段階的に相談を受けている。その中で、農地の貸借等の相談が見込まれる場合、地区の農業委員・推進委員は機構の集積専門員と共に出席し相談を受ける。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	0 回
---------------	-----

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を(やや)下回る結果となった

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	0
目標に対して期待どおりの結果が得られた	79
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	0

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：香川県
 農業委員会名：高松市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5月:通常総会
地区部会	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		246 件	うち許可	246 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	21 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		461 件	うち許可相当	461 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	42 日	処理期間(平均)	40 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
		5,380 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	違反転用者に対し、毎月、違反の是正の方向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施	
実 績	違反転用解消面積 0.9 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入